

川越町 第9期 高齢者保健福祉計画 第8期 介護保険事業計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

概要版

みんなで支える 笑顔で暮らし続けられるまち



計画策定にあたって

この計画は、高齢社会において総合計画の「支え合いで安心な暮らしができるまちづくり」のもとで、川越町の地域特性に応じた「地域包括ケアのしくみ」を深化・推進するとともに、介護保険事業の円滑な運営と計画的な基盤整備を推進するため策定するものです。

この計画は、前計画に引き続いて令和7(2025)年を念頭に置きつつ、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間を計画期間とします。さらに、令和22(2040)年を見据え、長期的な見通しの中で、必要な方策を打ち出すこととします。

基本理念

介護保険制度は、開始から約20年が経ち、介護が必要な高齢者の生活の支えとして、定着、発展してきました。人口の高齢化が今後ますます進行する一方で、支え手となる「現役世代」が高齢者となり、徐々に減る傾向にあると考えられています。そのような状況の中でも、持続可能な介護保険制度のもとで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、一人ひとりの能力に応じて自立した日常生活を営めるよう、時代の変化、地域の変化に合わせて「地域包括ケアシステム」を深化、推進していかなければなりません。

その際、介護サービスの充実はもとより、医療、介護予防、日常生活の支援、住まいなどが包括的に確保されることが重要であると同時に、多様な主体が協働し、地域全体で支え合うまちづくりによって、「地域共生社会」を実現していくことが求められます。

こうしたことから、高齢者施策の基本理念として、右の6つを掲げます。

- 1 要介護状態を予防、軽減し、自立生活を支える
- 2 住み慣れた地域で暮らし続ける
- 3 地域みんなで支え合う
- 4 一人ひとりの尊厳を守り、安心を確保する
- 5 高齢者の生きがいと活躍の場をつくる
- 6 一人ひとりに合ったサービスを提供する

基本目標

みんなで支える笑顔で暮らし続けられるまち

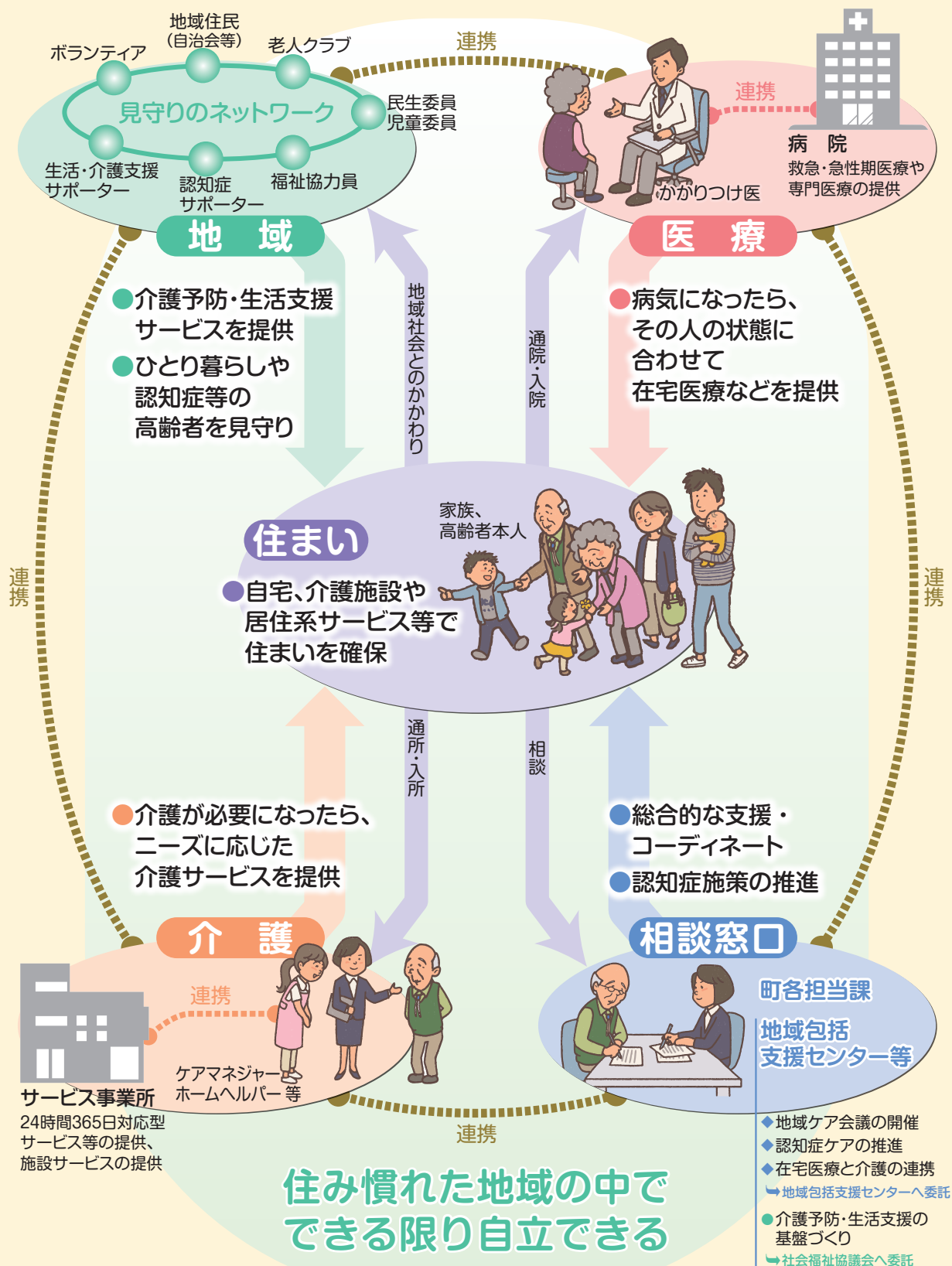
総合計画では将来像を「つながる笑顔 ず〜〜と暮らしたい町 かわごえ」とし、住民の主体的な健康づくりとともに、多様な主体の連携による支え合い・助け合うしくみを構築することによって「支え合いで安心な暮らしができるまちづくり」をめざしています。

基本理念のもと、川越町において、これまでの取り組みを継続し、地域福祉の推進のための意識啓発や支援体制の構築を進め、身近な地域での見守りや地域の協力者による支援の充実によって、「地域の福祉力」をより一層高めていくことをめざします。

施策の体系

施策の方向		国の基本指針等の関連事項	
第3部 各論（基本施策）	第1章 要介護状態を予防、軽減し、 自立生活を支えるために	(1) 介護予防事業の推進 (2) 生活支援サービス事業の推進	● 介護予防、健康づくり施策の 充実・推進 ● 高齢者の保健事業と介護予 防事業との一体的実施
	第2章 住み慣れた地域で 暮らし続けるために	(1) 地域包括ケア体制の構築 (2) 組織間の連携強化 (3) 介護予防・生活支援の基盤づくり (4) 総合的な認知症施策の推進 (5) 在宅医療と介護の連携	● 複雑化・複合化した支援ニ ーズに対応する包括的な支 援体制の構築 ● 認知症施策推進大綱に対応 した施策推進（予防と共生）
	第3章 地域みんなで 支え合うために	(1) 地域での相互支援体制の充実 (2) 福祉意識・福祉教育の充実	● 地域共生社会の実現 ● 住民主体の通いの場の普及
	第4章 一人ひとりの尊厳を守り、 安心を確保するために	(1) 情報提供と総合相談の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 虐待の防止 (4) 安全なまちづくり	
	第5章 高齢者の生きがいと 活躍の場をつくるために	(1) 高齢者による地域活動の促進 (2) 高齢者の移動手段の確保	
	第6章 一人ひとりに合った サービスを提供するために	(1) 介護保険サービスの提供と質の向上 (2) 要介護者等へのリハビリテーション (3) 介護人材の確保と業務効率化 (4) 介護保険以外の入所・入居施設 (5) 介護者への支援 (6) ひとり暮らし高齢者等への支援	● 要介護者等へのリハビリテ ーション目標の設定 ● 介護人材の確保・資質の向 上や、業務の効率化
第4部 介護保険事業の運営	第1章 介護保険サービスの提供と 地域支援事業の実施 (量の見込み)	(1) 予防給付サービスの提供 (2) 介護給付サービスの提供 (3) 地域密着型サービスの提供 (4) 地域支援事業の実施	● 有料老人ホーム及びサービ ス付き高齢者向け住宅の設 置状況を踏まえた整備計画
	第2章 介護保険事業費の算出	(1) サービス別給付費の見込み (2) 標準給付費の算出 (3) 地域支援事業費の見込み (4) 総事業費の見込み	
	第3章 介護保険料の算出	(1) 保険給付費等の財源 (2) 保険料の設定額 (3) 所得段階別保険料率	
	第4章 介護保険事業の健全化	(1) 低所得者対策の実施 (2) 給付の適正化 (3) 事業の適正運営	● 医療・介護関連データの活用
第5部 計画の推進に あたって	第1章 計画の推進体制		● 災害や感染症への備えの重 要性
	第2章 計画の進行管理		
	第3章 災害や感染症対策にかかる体制整備		

地域包括ケアシステムのイメージ



主な事業(新規または拡充するもの)

1 要介護状態を予防、軽減し、自立生活を支えるために

高齢者の保健事業との一体的実施	データの共有や医療専門職によるアプローチを通じて、国民健康保険及び後期高齢者の保健事業と介護予防事業との一体的実施に向けた体制を整備します。
訪問・通所型サービスの提供	要支援者と事業対象者に対し、訪問型及び通所型の介護予防(従来)相当サービスを引き続き提供するとともに、専門職による短期集中サービスについては利用しやすいサービスとなるよう検討を行います。また、緩和された基準によるサービスや住民主体のサービスの提供についても、事業所や地域との調整を図ります。

2 住み慣れた地域で暮らし続けるために

生活支援のコーディネート	多様な主体による多様な生活支援のための活動が展開されるよう、生活支援コーディネーターが地域に出向き、ニーズの収集及び活動にかかる情報提供を行うとともに、ニーズと活動とのマッチングを進め、必要な資源開発を促進します。
認知症予防の推進	介護予防事業において、認知症予防のための「認ニン!教室」を実施するとともに、他の教室等においても、認知症予防の意識を高め、認知症の発症・進行を予防する観点を取り入れた取り組みを進めます。
認知症の人の見守りの推進	認知症の人の生活場面にかかわる金融機関・商店会などの機関、認知症サポーター、警察・消防、NPO等といった地域の社会資源を活用する中で、QRコードによる探索システムを構築し、ひとり歩きの発見など、地域ぐるみで認知症の人を見守る体制を整備します。

3 地域みんなで支え合うために

地域における通いの場づくり	生活支援コーディネーターが情報提供やノウハウ提供を行い、生活・介護支援サポーターを中心とした地域におけるサロン活動を支援し、地域における通いの場の充実を図ります。
---------------	---

4 一人ひとりの尊厳を守り、安心を確保するために

総合相談窓口の充実	「8050問題」をはじめとする複雑化・複合化した福祉課題に総合的に対応できる相談支援体制を構築するため、地域包括支援センターの機能強化と、町関係課及び関係機関とのネットワーク強化を図ります。
サービス提供事業所における防災対策の促進	サービス提供事業者に対し、事業所の安全対策や避難対策の徹底を図るとともに、災害後に速やかに事業が継続できるよう事業継続計画の策定を促します。

5 高齢者の生きがいと活躍の場をつくるために

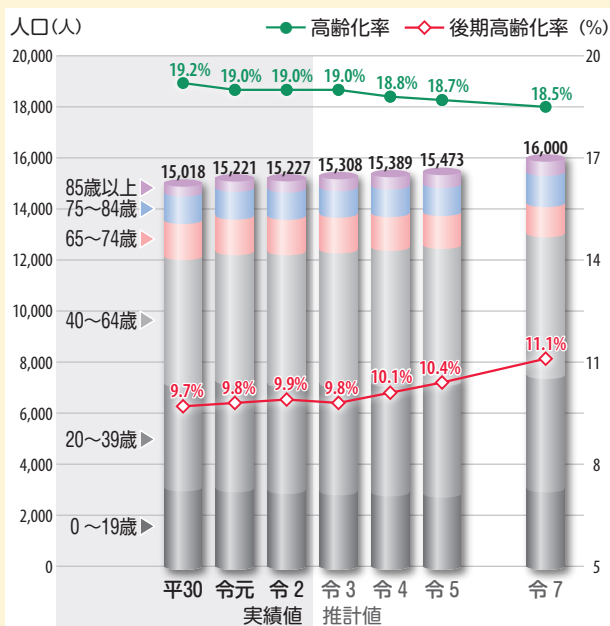
移動手段の検討	高齢者の利用にも配慮したコミュニティバスとしての利便性向上に向けた見直しを行うとともに、小型の福祉バスの運行やデマンドタクシーの導入など移動支援事業の拡大についても検討を行います。
---------	--

6 一人ひとりに合ったサービスを提供するために

感染症等への備えの促進	新型感染症などの発生予防対策等が適切に図られるよう、好事例等の情報提供を行いながら啓発に努めるとともに、関係機関との連携などを促します。
介護人材の育成・確保	県による研修や資格取得支援などの情報提供を行うとともに、介護の仕事に興味を持ってもらうための啓発活動を充実させます。
在宅サービスの推進	介護予防を推進する観点から、認定を受けていない高齢者のうち、生活状況などから必要な人に対し、ふれあいホームヘルプサービスやふれあいデイサービスの提供を継続します。

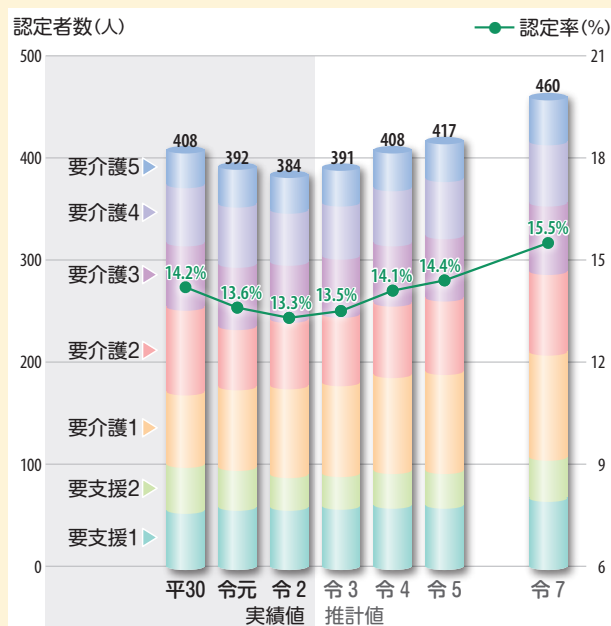
基本的指標に関する将来目標

計画期間〔令和3(2021)～5(2023)年度〕及び令和7(2025)年の人口・認定者数を次のように見込みます。



年齢別人口の推移・推計

※令和3(2021)年～5(2023)年は、平成27(2015)年～令和2(2020)年の各年10月1日時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コホート変化率法を用いて推計しています。
 ※令和7(2025)年は「第7次川越町総合計画」の目標値となっています。



要介護度別認定者数の推移・推計

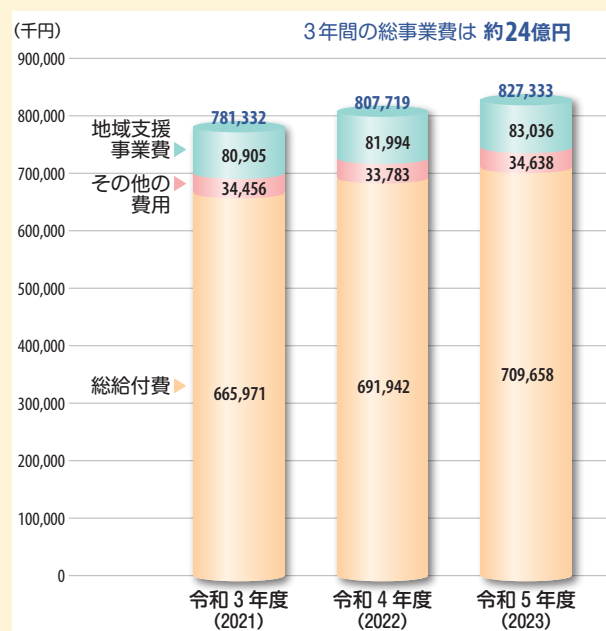
※令和3(2021)年以降は、平成30(2018)年～令和2(2020)年の男女別・年齢別認定率を一定で推移するものと仮定し、人口推計値に掛け合わせて推計しています。
 ※認定者数には住所地特例分を含みます。認定率は全認定者数を65歳以上人口で割ったものです。

介護保険事業費の算出

介護保険事業にかかる総事業費は、標準給付費見込額（総給付費にその他の費用を加えたもの）と地域支援事業費見込額を合計し、右図の通り設定します。

本計画期間におけるサービス全体の総給付費見込額は、要介護度別に推計した各サービスの目標事業量（見込み）と要介護度別のサービス平均単価を乗じて推計されます。

地域支援事業費には、介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括支援センターの運営に加え、認知症初期集中支援チームや生活支援コーディネーターといった包括的支援事業及び任意事業の推進にかかる費用など、地域包括ケアシステムの構築にかかわるものが含まれています。



介護保険事業費の見込み

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

介護保険料の算出

介護保険事業にかかる費用は、40歳以上の住民からの介護保険料と、国・都道府県・市町村の財源(公費)でまかなわれており、国民みんなで支えるしくみになっています。

このうち、第1号被保険者の負担割合は第7期計画に引き続き給付費の23%(市町村の高齢化率や所得水準の状況によって調整交付金が変わり、川越町は約25.2%と見込みます。)が第1号被保険者の保険料によりまかなわれることとなります。

利用者負担分は、原則として費用額の10%となり、一定以上の所得がある人がサービスを利用した場合は、費用額の20%～30%を負担することになります。

介護給付サービス、予防給付サービスにかかる費用額の財源構成

費用額					
利用者負担	介護給付費・予防給付費				
	保険料 1/2		公費 1/2		
	保険料		公費		
	第1号被保険者保険料 23%	第2号被保険者保険料 (支払基金から交付) 27% (定率)	国 調整交付金 5% 20% (定率)	県 12.5% (定率)	町 12.5% (定率)

保険料収納必要総額(3年間)は、次の方法で算出し、約5億9千万円となります。

3年間の総事業費	×	第1号被保険者の負担割合 23%	+	調整交付金相当額 (標準給付費見込額の5%)	-	調整交付金見込額	-	介護保険給付費支払準備基金取崩額	=	保険料収納必要総額
555,768千円				111,052千円		61,743千円		16,600千円		588,477千円

さらに、収納必要総額を保険料収納率で割って保険料賦課総額(3年間)を算出し、所得段階別加入割合を考慮して介護保険料基準額を算出すると、5,450円/月となります。この結果、介護保険料基準額については第7期計画から据え置きとなります。

保険料収納必要総額	÷	予定保険料収納率	÷	所得段階別加入割合補正後 第1号被保険者数(3年間)	÷	12か月	=	保険料基準額 (月額)
588,477千円		98.0%		9,183人		12		5,450円

第1号被保険者の保険料については、所得に応じた保険料を段階的に設定します。本町においては、低所得者を負担軽減し、高所得者を負担加増するよう、第7期計画に引き続き、下記の通り計11段階の保険料を設定します。

なお、段階設定及び保険料基準額に対する割合については、国の政省令にもとづき、第7段階と第8段階の境界を200万円から210万円に、第8段階と第9段階の境界を300万円から320万円に改めます。これに合わせて、第9段階と第10段階、第10段階と第11段階の境界も、それぞれ420万円、820万円とします。基準額に対する割合は、第7期計画と変更はありません。

所得段階の内訳と保険料基準額に対する割合

国の段階	町の段階	所得などの条件	基準額に対する割合	保険料月額
第1段階	第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で、世帯員全員が町民税非課税 ③本人及び世帯員全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	× 0.45 〔× 0.30〕	2,453円 〔1,635円〕
第2段階	第2段階	本人及び世帯員全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超えて120万円以下の人	× 0.625 〔× 0.50〕	3,406円 〔2,725円〕
第3段階	第3段階	本人及び世帯員全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	× 0.75 〔× 0.70〕	4,088円 〔3,815円〕
第4段階	第4段階	世帯のだれかに町民税が課税されているが、本人は非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	× 0.825	4,496円
第5段階	第5段階	世帯のだれかに町民税が課税されているが、本人は非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	× 1.00 (基準額)	5,450円
第6段階	第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	× 1.125	6,131円
第7段階	第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	× 1.30	7,085円
第8段階	第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	× 1.55	8,448円
第9段階	第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	× 1.65	8,993円
	第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が420万円以上820万円未満の人	× 1.80	9,810円
	第11段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が820万円以上の人	× 2.05	11,173円

また、国の政省令などに基づき、第1～第3段階で保険料基準額に対する割合について、公費負担による軽減を図ります【上記、表中の〔 〕内】。

ホームページもあわせてご覧ください <https://www.town.kawagoe.mie.jp/>

川越町 第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画【令和3(2021)年度～令和5(2023)年度】概要版

発行／川越町 発行年月／令和3(2021)年3月

編集／川越町町民保険課 ※令和3(2021)年4月から介護保険事務は福祉課の所管となります。

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地 TEL 059-366-7116 FAX 059-365-5380